

□ ～ひとり親家庭の自立をサポートする～

■ YELL ながさき メールマガジン Vol. 245 2025. 7. 31 配信

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者の皆さま、及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

/// I N D E X ///

- ◆ 特集……『共同親権』（2026年4月施行予定）について その①
- ◆ 支援情報……就労支援セミナー・出張無料法律相談会等のご案内
- ◆ 8月・9月の予定……YELL ながさき定期法律相談&出張法律相談会
- ◆ 編集後記……「ナゾの被爆者 被爆太郎の物語」～講談師・神田伊織～

■ 特 集

昨年春成立した、離婚後の『共同親権』を含む民法の改正。当時国会での審議が注目を集めたことを覚えていますか。法律の施行は来年春までの予定です。法律が実際にどう運用されていくのか、という不安や課題も多く聞かれます。『親権』とは、18歳未満の子どもの財産を管理する権利、身の回りの世話をする義務、教育、住む場所、医療など、子どもにとって重要なことを子どもに代わって決める権利のことです。現在は単独親権（父親か母親のどちらかが親権を持つ）ですが、改正民法が施行されると単独親権又は共同親権を選ぶことになり、双方での合意ができれば家庭裁判所が判断します。但し、DVや虐待がある場合や共同で親権を行使することが困難と判断された場合は単独親権となります。法改正の理由は「子供の利益のため」。共同親権となった場合は、父母の話し合いで決める重要事項（入学・休学・退学、留学・ホームステイ・子供の転居（同一学区内を含む）、財産管理など）で確認を怠った場合、損害賠償義務が生じるケースもある、とのことが示されました。

*裁判所が「単独」か「共同」か、を判断する場合

- ・子の最善の利益となるのはどちらか？で判断。
- ・どちらの判断がされやすいかは一概には言えない。

*離婚済みの人も共同親権への変更を申し立てることができる。

昨年の国会で運用にむけての課題とされたのが、家庭裁判所での業務負担の増大という問題です。もともとの忙しさに加えて離婚調停の現場では、実際「共同親権の施行が近いからそれまでは離婚調停に同意しない。」「合意はするが共同親権の導入後に改めて調停を申し立てる。」という話が履行当事者の間に出的ようです。とりわけ制度が決まった直後、離婚した人が共同親権を求める動きが増えることは間違いありません。それを前提に裁判所の人員を増やさなければ裁判所が疲弊するだけでなく、早く解決してほしいと思っている離婚当事者にも不利益が生じることとなるでしょう。

今回の特集では、引き続き『共同親権』を含む民法改正による親子交流などへの影響をお伝えする予定です。

■ 支援情報

★西海町・長与町・時津町お住まいの方対象

【西彼地区】就労支援セミナー

『採用をつかみとる！書類・面接のコツセミナー&証明写真撮影会』

会場：西彼保健福祉センター遊湯館 研修室

8月23日（土）13:00～15:00

<https://www.yell-nagasaki.jp/wp-content/uploads/2025/05/20250625171453.pdf>

【西彼地区】出張法律相談会

会場：西彼保健福祉センター遊湯館 会議室

8月23日（土）10:00～16:00 池内 愛弁護士

<https://www.yell-nagasaki.jp/wp-content/uploads/2025/05/8fc83c962a2c637a2719fa7fcd9dea88.pdf>

山下・川添総合法律事務所

http://www.yamashita-lo.jp/attorney_profiles_i.html

※長崎県弁護士会所属です。

※会場での相談が難しい場合は電話での相談も行なっております。先ずはお問合せください。

★【西彼地区】お住まいの方対象

個別なんでも相談会 ※どちらにでもご参加いただけます。

・時津町 8月7日（木）10:00～16:00

・西海市 8月23日（土）10:00～16:00

★【東彼地区】お住まいの方対象

個別なんでも相談会 ※どちらにでもご参加いただけます。

・東彼杵町 8月6日（水）10:00～16:00

・川棚町 8月19日（火）10:00～16:00

・波佐見町 8月22日（金）10:00～16:00

★【佐々町】お住まいの方対象

個別なんでも相談会

・佐々町 8月13日（水）10:00～16:00

個別なんでも相談会についての詳細は、お気軽にお問い合わせください。

【お問合せ・お申込み】095-801-4445 YELL(エール)ながさき

■ 8月&9月の予定

《事前予約受付中》

「YELL ながさき無料定期法律相談」

☆8月20日(水) 13:00~16:00 鷲見 賢一弁護士

弁護士法人 ALAW&GOODLOOP 長崎オフィス

<https://agl-law.jp/aboutus/office/nagasaki-office/>

☆9月17日(水) 13:00~16:00 池内 愛弁護士

山下・川添総合法律事務所

http://www.yamashita-lo.jp/attorney_profiles_i.html

※長崎県弁護士会所属です。

※日程などが合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。先ずはお問合せください。

【お問合せ・お申込み】095-801-4445 YELL(エール)ながさき

■ 編集後記 ——Today I choose joy!!!——

被爆80年となる今年、『ナゾの被爆者、被爆太郎の物語』と題する講談が8月24日(日)、長崎原爆資料館ホールで行われます。講談師の神田伊織氏が元NBC記者・伊藤明彦氏の著書「未来からの遺言」を題材に、講談という新しい手法で原爆体験の継承を試みる舞台に挑みます。

元記者が記録した1000人を超える被爆者の「声」、その中の“1人の男”の人生に迫る物語です。講談の後には「被爆80年、ヒバクとは？時空を超えた『伊藤明彦』との対話で考える」というテーマでトークセッションも行われます。

参加は無料です。応募締め切りは8月17日(日)。夏休みに、親子それぞれの被爆80年への想いを、新しい視点から共有してみるのはいかがですか？

詳細はこちらから↓↓↓

https://www.nbc-nagasaki.co.jp/hibaku-kodan_20250824/

最後までお読みいただきありがとうございました。